

## 教第86号議案

神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則の一部を改正する規則について  
神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年2月10日提出

神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則の一部を改正する規則  
神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則（平成31年2月教育委員会規則第8号）  
の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年1月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市教育振興基本計画検討委員会を引き続き設置するにあたり、規則を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日  
までとする。ただし、補欠の委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特  
別の事項に関する調査審議が終了したと  
きは、解嘱されるものとする。

附 則

1 略

(失効)

2 この規則は、平成32年3月31日限り、  
その効力を失う。

(改正後)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。た  
だし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間  
とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特  
別の事項に関する調査審議が終了したと  
きは、解嘱されるものとする。

令和3年1月31日



（設置）

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（担当事務）

第2条 委員会は、神戸市教育振興基本計画策定のための基本的事項及び計画案について審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保護者の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第8条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第9条 審議会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和3年1月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。